

# 5 激 甚 災 害 の 指 定 (政令)

平成22年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成23年3月24日政令第28号)

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項、第3条第1項、第4条第1項並びに第24条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第1条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激 甚 災 害                               | 対 象 区 域                                        |                                                                      | 適 用 す べ き 措 置                      |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
|                                       | 都道県名                                           | 市 町 村 名                                                              |                                    |
| 平成22年6月17日から7月17日までの間の豪雨による災害         | 岩 手<br><br>岐 阜<br>岡 山<br>広 島<br><br>山 口<br>鹿児島 | 葛巻町<br>岩手町<br>八百津町<br>新見市<br>呉市<br>庄原市<br>東広島市<br>北広島町<br>美祢市<br>曾於市 | 法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置 |
| 平成22年8月23日及び同月24日の豪雨による災害             | 北海道                                            | 美瑛町                                                                  | 法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置 |
| 平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による災害        | 鹿児島                                            | 奄美市<br>大和村<br>宇検村<br>瀬戸内町<br>龍郷町                                     | 法第3条から第5条まで及び第24条に規定する措置           |
| 平成21年11月10日から平成22年10月25日までの間の地滑りによる災害 | 三 重                                            | 大台町                                                                  | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年2月26日から11月10日までの間の地滑りによる災害       | 富 山                                            | 富山市                                                                  | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年5月22日から同月24日までの間の豪雨による災害         | 岐 阜<br>兵 庫<br><br>和歌山<br><br>山 口<br>高 知<br>熊 本 | 揖斐川町<br>姫路市<br>西脇市<br>日高川町<br>串本町<br>岩国市<br>馬路村<br>天草市               | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年6月23日から10月15日までの間の地滑りによる災害       | 北海道                                            | 様似町                                                                  | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年8月26日の豪雨による災害                    | 富 山                                            | 富山市                                                                  | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年8月30日から9月1日までの間の豪雨による災害          | 青 森<br>秋 田                                     | 大鰐町<br>三種町                                                           | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年9月22日及び同月23日の豪雨による災害             | 福 島<br>新 潟                                     | 喜多方市<br>糸魚川市<br>阿賀町                                                  | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |
| 平成22年7月28日から同月30日までの間の豪雨による災害         | 北海道                                            | 神恵内村                                                                 | 法第3条、第4条並びに第24条第1項、第3項及び第4項に規定する措置 |
|                                       | 北海道                                            | 島牧村                                                                  | 法第3条から第5条まで及び第24条に規定する措置           |
|                                       | 北海道                                            | 松前町<br>古平町                                                           | 法第5条及び第24条第2項から第4項までに規定する措置        |

| 激 甚 災 害                           | 対 象 区 域    |              | 適 用 す べ き 措 置                      |
|-----------------------------------|------------|--------------|------------------------------------|
|                                   | 都道府県名      | 市 町 村 名      |                                    |
| 平成２２年８月９日から同月１６日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 | 北海道        | 中川町<br>遠別町   | 法第３条、第４条並びに第２４条第１項、第３項及び第４項に規定する措置 |
|                                   | 富 山        | 富山市          |                                    |
|                                   | 北海道        | 福島町<br>音威子府村 | 法第５条及び第２４条第２項から第４項までに規定する措置        |
| 平成２２年９月４日から同月９日までの間の暴風雨及び豪雨による災害  | 大 阪        | 茨木市<br>豊能町   |                                    |
|                                   | 鹿児島        | 奄美市<br>瀬戸内町  |                                    |
|                                   | 静 岡        | 小山町          | 法第３条から第５条まで及び第２４条に規定する措置           |
|                                   | 神奈川<br>石 川 | 山北町<br>能登町   | 法第５条及び第２４条第２項から第４項までに規定する措置        |

備考

- １ この表に掲げる区域は、平成２２年１２月３１日における行政区画によって表示されたものとする。
- ２ 平成２２年６月１７日から７月１７日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
- ３ 平成２２年８月９日から同月１６日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成２２年台風第４号によるものをいう。
- ３ 平成２２年９月４日から同月９日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成２２年台風第９号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第２条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和３７年政令第４０３号）第１条第１項及び第４３条第１項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第７条第１項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

（施行期日）

- １ この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

- ２ 次に掲げる政令は、廃止する。
  - 一 平成２２年９月４日から同月９日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成２２年政令第２２０号）
  - 二 平成２２年１０月１８日から同月２５日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成２２年政令第２３１号）

平成 1 2 年から平成 2 2 年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成 1 5 年 3 月 1 2 日政令第 5 1 号)

最終改正 平成 2 3 年 3 月 2 4 日政令第 2 7 号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 5 0 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項並びに第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第 1 条 次

|                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 激 甚 災 害                          | 対 象 区 域 |         | 適 用 す べ き 措 置                               |
|----------------------------------|---------|---------|---------------------------------------------|
|                                  | 都道府県名   | 市 町 村 名 |                                             |
| 平成 1 2 年から平成 2 2 年までの間の火山現象による災害 | 東 京     | 三宅村     | 法第 3 条から第 5 条まで、第 1 1 条の 2 及び第 2 4 条に規定する措置 |

(都道府県に係る特例)

第 2 条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 3 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 1 項及び第 4 3 条第 1 項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。